

雨水貯留・浸透等に関する事業一覧

【事業】 省庁・部局・課名	【事業】 問い合わせ先	事業名	事業概要	事業対象・要件
国土交通省 水管理・国土保全局 治水課	03-5253-8111(代表) (内線:35684)	社会資本整備総合交付金事業 防災・安全交付金事業 河川事業 流域貯留浸透事業	地方公共団体が主体となり流域対策を実施し 総合的な治水対策を推進する  【事業主体】 地方公共団体  【補助率】 1/3	【対象】 一級河川または二級河川の流域内において貯留若しくは浸透又はその両方の機能をもつ施設の整備等を地方公共団体が行う事業で、通常の河道改修方式と比較して経済的であるもの。 【要件】 ①公共施設等もしくは民間の施設又はその敷地を500m <sup>3</sup> 以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業。次のいずれかの要件に該当する場合は300m <sup>3</sup> 以上 ア 総合治水対策特定河川 イ 三大都市圏の既成市街地および近郊整備地帯における人口密度4000人/km <sup>2</sup> 以上の府県庁所在地 ウ 人口密度が4000人/km <sup>2</sup> 以上の指定都市 エ 100mm/h安心プランに登録された地域 ②都道府県又は市区町村が既成市街地内の個人の住宅の敷地内等に、貯留・浸透機能を持つ簡易な施設を設置する事業(①と同等の機能を持つ構造) ③新規の住宅開発において対象施設を、一団地内における対象施設を合わせた規模及び能力が①と同等の貯留・浸透機能を持つ構造とする事業 ④既設の暫定調整池、池沼又は溜め池で、河川管理者若しくは地方公共団体が公共施設として管理する施設又は民間の施設を3,000m <sup>3</sup> 以上(総合治水対策特定河川の流域又は100mm/h安心プランに登録された地域に係るもの)にあっては1,000m <sup>3</sup> 以上)に改良する事業。また、当該河川の流域において、複数の溜め池を合わせた規模が3,000m <sup>3</sup> 以上(総合治水対策特定河川の流域又は100mm/h安心プランに登録された地域に係るもの)にあっては1,000m <sup>3</sup> 以上)の治水容量を確保するもの。  【各種計画との整合】 流域貯留浸透事業については、特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第4条第1項に基づく流域水害対策計画及び流域整備計画、100mm/h安心プラン又は流量分担計画(一定の確率の洪水に対する河川と流域との洪水流量の配分の計画をいう。)と整合が図られたものとする。なお、流量分担計画については、当該河川管理者が流域の地方公共団体と協議して定めることとする。  【留意事項】 (1)貯留浸透施設は、対象施設又は調整池等の所有者に帰属するものとする。 (2)貯留浸透施設について、その機能を維持し、保全するための管理は、当該貯留浸透施設を整備した地方公共団体が行う。 (3)貯留浸透施設管理者は、貯留浸透施設の機能を十分に発揮させるため貯留浸透施設の管理に関し、対象施設又は調整池等の管理者と管理協定を締結すること等により、適正な管理を行わなければならない。 (4)流域貯留浸透事業の実施については、これを対象施設又は調整池等の管理者に委託することができる。
国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官付	03-5253-8432(直通)	社会資本整備総合交付金事業 下水道事業 新世代下水道支援事業制度 水環境創造事業(水循環再生型)	下水処理水の再利用、雨水の再利用や貯留 浸透による流出抑制、親水性のある水辺空間 の整備、河川事業等との連携・共同事業を行う ことにより健全な水循環系の再生を図るもの  【事業主体】 地方公共団体・個人、民間事業者等  【補助率】 1/3 ※個人、民間事業者等に対して地方公共団体が 助成を行っているものは、助成額の1/2 (ただし総費用の1/3を限度とする)	【対象】 下水処理水の再利用、雨水の再利用や貯留浸透による流出抑制、親水性のある水辺空間の整備、河川事業等との連携・共同事業を行うことにより健全な水循環系の再生を図るもの  【要件】 (d) 次のいずれかの要件のもとに、雨水の貯留浸透を行い、雨水流出抑制、地下水涵養を図るもの。 a) 良好な水循環の維持・回復のため地下水の涵養が必要な地域において雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造を行うこと。 b) 水質保全のため合流式下水道の越流水対策が緊要で、かつ雨水の流出抑制の必要な地域において貯留浸透機能を有する下水道施設を整備すること。 c) 良好な水循環の維持・回復のため地下水の涵養が必要な地域において不要になった浄化槽の活用又は雨水貯留浸透施設の設置により雨水の流出抑制を図る者に対し地方公共団体が助成を行っていること。  (d)に該当するもの a) 地方公共団体が事業主体の事業にあっては、雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造 b) 個人・民間事業者等が設置する施設に対し地方公共団体が助成する事業にあっては、浄化槽の改造並びに雨水流出抑制施設及び 附帯の配管の設置  ※社会資本整備総合交付金交付要綱より抜粋
国土交通省 都市局 公園緑地・景観課	03-5253-8111(代表) (内線:32953)	①社会資本整備総合交付金事業 防災・安全交付金事業 都市公園・緑地等事業 グリーンインフラ活用型都市構築支援事業  ②補助事業 グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	官民連携・分野横断により、積極的に戦略的に 緑や水を活かした都市空間の形成を図るグ リーンインフラの整備を支援する  【事業主体】 地方公共団体・民間事業者  【補助率】 直接補助:整備費1/2、用地費1/3(ただし、社 会資本整備総合交付金もしくは防災・安全交 付金による公園緑地の整備にかかる用地費に 限る) 間接補助:整備費1/3等	【対象・要件】 下記の事業であり、複数の事業主体により実施するもの、または2つ以上の事業を実施するもの。 ①公園緑地の整備 ②公共公益施設の緑化 ③民間建築物の緑化 ④市民農園の整備 ⑤緑化施設の整備 ※①～④のいずれかと併せて整備することで目標達成に資するものに限る。 ⑥グリーンインフラに関する計画策定 ※①～⑤と併せて実施することで目標達成に資するものに限る。 ⑦整備効果の検証 ※①～⑤までと併せて実施することで目標達成に資するものに限る。  【市町村による事業計画の作成】 グリーンインフラ活用型都市構築支援事業を実施するために補助金の交付を受けようとする事業が予定される市町村は、次に掲げる事項を記載した計画(以下「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画」という。)を作成し、地方整備局長等を経由して、大臣に提出するものとする。 (グリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画の記載事項) 事業計画の区域、事業計画の目標(3項目以上)、事業計画の目標を達成するために必要な交付対象事業、計画期間、事業計画の対象となる地区の名称、交付期間における各交付対象事業の概算事業費、事業計画の評価に関する事項 ※緑の基本計画や市町村都市計画マスタープラン等の計画においてグリーンインフラの取り組みに関する整備目標・内容に関する記載があり、その内容とグリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画の内容が整合しなければならない。
林野庁 森林整備部 治山課	03-6744-2309(直通)	治山事業、森林整備事業	〈治山事業〉 安全で安心して暮らせる国土づくり、豊かな 水を育む森林づくりを推進するため、山地災害 の防止、水源の涵養、生活環境の保全等の森 林の持つ公益的機能の確保が特に必要な保 安林等において、治山施設の設置や機能の低 下した森林の整備等を実施する。  【事業主体】①国、②都道府県  【補助率】①定額 ②1/2等  〈森林整備事業〉 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理 を実現し、国土強靱化や地球温暖化防止等に 貢献するため、森林経営管理制度が導入され る地域を中心に、間伐や路網整備、再造林等 を推進する。  【事業主体】都道府県、市町村、森林所有者等  【補助率】1/2、3/10等	〈治山事業〉 【対象】 ・山地において天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃溪流、はげ山及び地隙で、荒廃の拡大又は土砂、流木等の流出により、現に 下流に被害を与え、又は被害を与えるおそれがある、流域保全上重要なもの等。 ・地すべり防止区域内の地すべり、現に下流に被害を与え、又は与えるおそれがあり、流域保全上重要なもの等  【要件】 1級河川上流で行うもの、2級河川上流で行うもの、その他の河川又は地区で行うものであって次のいずれかに該当するもの等 (1)市街地又は集落の保護 (2)主要公共施設の保護 (3)農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護 (4)災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護  〈森林整備事業〉 【対象・要件】 1. 森林環境保全直接支援事業 森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林林業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う、再造林 や間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設等  2. 特定森林再生事業 自助努力によっては適切な整備が期待できない森林について、再造林や被害森林の復旧等  3. 森林資源循環利用林道整備事業 森林資源が充実した区域等において、路網ネットワークを重点的に整備するため、地方公共団体等による林業生産基盤整備道等の整備  4. 林業専用道整備事業 地方公共団体等による、大型の林業用の車両の走行を想定した構造を有し、林内の輸送の中核的な役割を果たす林業専用道の整備
国土交通省 道路局 環境安全・防災課	03-5253-8111(代表) (内線:38232,38233)	社会資本整備総合交付金事業 防災・安全交付金事業 道路事業	一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、 改築、修繕等に関する事業  【事業主体】 地方公共団体  【補助率】 1/2 等	【対象・要件】 地方公共団体が行う道路の新設、改築、修繕又は維持(除雪に係る事業又は降灰の除去事業に限る。)に関する事業。 防災・安全交付金については、上記の事業のうち、防災・安全対策のために特に必要と認められる事業。
国土交通省 水管理・国土保全局 治水課	03-5253-8111(代表) (内線:35574)	河川整備事業 ①河川総合開発事業費補助 ②治水ダム建設事業費補助	① 【事業内容】 都道府県が実施する事業であって、洪水調 節、流水の正常な機能の維持等の治水目的 のほか、発電、かんがい、水道用水、工業用水等 の確保を図ることを目的とする。 【事業主体】 都道府県 【補助率】 7/10～1/2(条件による)  ② 【事業内容】 都道府県が実施する事業にあっては、洪水調 節、流水の正常な機能の維持等を目 的とする。 利水ダム設置者が実施する事業にあっては、 事前放流を行うために必要となる放 流施設の整備等を行うことにより、ダム下流河 川の洪水量の低減を図ることを目的 とする。【事業主体】 都道府県 【補助率】 7/10～1/2(条件による)	【対象・要件】 一級河川の指定河川または二級河川で可動改修によることが困難であり、洪水調節と併せてかんがい、発電、上水道、工業用水等を必要とするもの。 【各種計画との整合】 河川整備計画に位置づけられた施設である事  都道府県が実施する事業は以下のとおり。 【対象・要件】 一級河川の指定河川または二級河川で可動改修によることが困難であり、洪水調節と併せてかんがい、発電、上水道、工業用水等を必要とするもの。 【各種計画との整合】 河川整備計画に位置づけられた施設である事  ※利水ダム設置者が実施する事業の事業対象・要件は現在調整中。

<p>国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課</p>	<p>03-5253-8111(代表) (内線:35445)</p>	<p>社会資本整備総合交付金事業 防災・安全交付金事業 その他総合的な治水事業 総合流域防災事業 河川事業</p>	<p>【事業内容】 個々の事業規模が小さいこと等から個別箇所ごとの予算管理を行う必要性が低い事業について、流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を行う事業に対し、国が交付を行う制度を定めることにより、豪雨災害等に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進。 【事業主体】 地方公共団体</p> <p>【補助率】 1/3～9/10(条件による)</p>	<p>【対象・要件】 河川事業で、次の要件に該当するもの。ただし、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)及び水源地域対策特別措置法(昭和48年法律第118号)に位置付けられた事業を除く。 ・指定区間内の一級河川、二級河川又は準用河川において実施する事業のうち、次の要件に該当する事業で、一事業の総事業費が50億円未満のもの。 ア イー14-(2)統合河川環境整備事業の要件に該当する河川環境整備事業</p> <p>【留意事項】 都道府県知事又は河川法第9条第5項及び第10条第2項に基づき河川管理を行う指定都市の長又は市区町村長(河川管理者たる指定都市の長を除く。)(以下イー8-(1)関係部分において「都道府県知事等」という。)は、自ら実施する総合流域防災事業の実施に当たり、社会資本整備総合交付金において、以下に従い、総合流域防災事業計画(以下イー8-(1)関係部分において「事業計画」という。)に記載するものとする。ただし、市区町村長は、関係する河川管理者と事前に必要な調整を図るものとする。 ① 事業計画の策定方針 総合流域防災事業計画は、水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等を一体的に実施し、地方の自主性・裁量性をより高めつつ、豪雨災害等に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進することを目的とする。 ② 総合流域防災事業計画の期間 概ね5年間とする。 ③ 事業計画の範囲 事業計画は、原則として、「総合流域防災協議会の進め方について」(平成17年3月31日付付国河計第127号)の三に定める圏域ごとに策定するものとする。 ④ 事業計画に定める事項 事業計画の目標及び事業内容を明らかにするため、事業計画は事業計画総括表及び事業計画圏域概要図等により構成する。事業計画には次の事項を定め、社会資本整備総合交付金に記載するものとする。 i)圏域名 ii)事業主体 iii)関係事業主体 iv)計画の範囲 v)目標 vi)計画期間</p> <p>【留意事項】 統合河川環境整備事業の実施に当たっては、社会資本整備総合交付金に、次に掲げる事項を定めた河川環境整備事業計画に記載するものとする。 ①基本方針 ②事業期間 ③実施内容 ④全体事業費</p>
<p>国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課</p>	<p>03-5253-8111(代表) (内線:35445)</p>	<p>社会資本整備総合交付金事業 防災・安全交付金事業 都市水環境整備事業 統合河川環境整備事業</p>	<p>【事業内容】 良好な河川環境を保全・復元及び創出することを目的に、(1)汚濁の著しい河川の水质改善、(2)魚類の遡上・降下環境の改善、(3)自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生、(4)河川環境教育の場として又は地域のまちづくりに係る取組みと一体となって治水及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を実施。 【事業主体】 地方公共団体</p> <p>【補助率】 1/3～1/2(条件による)</p>	<p>【対象・要件】 都道府県知事又は指定都市の長又は市区町村長が実施する河川工事で、次の各号の一に該当するもの 1 一級河川又は二級河川の水质改善のために実施される浄化事業で、次の各号いずれかに該当するもの (1) 指定区間内の一級河川又は二級河川の汚濁の著しい河川についての浄化事業、並びに一級河川又は二級河川の汚濁の原因となっている指定区間内の一級河川、二級河川若しくは準用河川についての浄化事業 (2) 三大都市圏の既成市街地(中部圏にあっては都市整備区域、近畿圏にあっては近郊整備区域)及び近郊整備地帯(近畿圏にあっては近郊整備区域)に係る一級河川又は二級河川で、若しくは、三大都市圏に係る重要な水源となっている湖沼を含む一級河川又は二級河川で、主要地点での水质が環境基準を著しく超え、かつ、その汚濁原因が広範にわたり、当該河川の浄化のみでは効果的な水质改善が困難と認められるものの中から採択される特定河川の流域において実施する次の各号に掲げる浄化事業 イ 当該特定河川の浄化事業 ロ 当該特定河川の汚濁の一因となっている一級河川の指定区間、二級河川及び準用河川の浄化事業 ハ その他当該特定河川の流域において行う浄化事業で著しい効果が認められるもの 2 指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、河川横断工作物により河川が分断され、魚類の遡上・降下が困難な区域において魚道の整備を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの 3 指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、従来の自然環境が著しく阻害されている河川の特に必要な区域において自然環境の保全・復元を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの 4 指定区間内の一級河川及び二級河川において、河川環境教育の場として利用される「水辺の楽校プロジェクト」、地域の取組みと一体となった「かわまちづくり支援制度」に位置づけられた治水及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの。</p> <p>【留意事項】 統合河川環境整備事業の実施に当たっては、社会資本整備総合交付金に、次に掲げる事項を定めた河川環境整備事業計画に記載するものとする。 ①基本方針 ②事業期間 ③実施内容 ④全体事業費</p>
<p>国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課流水管理室</p>	<p>03-5253-8111(代表) (内線:35494)</p>	<p>社会資本整備総合交付金事業 防災・安全交付金事業 河川事業 堰堤改良事業</p>	<p>【事業内容】 都道府県が管理しているダムにおいて、その効用の継続的な発現のため、ダム本体、放流施設、貯水池等の大規模かつ緊急性の高い改良を行うことにより、ダムの機能の回復又は向上を図ることを目的とする。 【事業主体】 地方公共団体</p> <p>【補助率】 4/10</p>	<p>【対象】 堰堤改良事業 都道府県が管理するダムにおける、以下の改良等。 ① 改良事業 ダム本体、放流設備及びこれに附属する設備、観測設備、通報設備及び警報設備の改良並びにダム貯水池周辺の地山安定のための工事。 ② 下流河道整備事業 ダム直下の河道改良工事。 ③ ダム管理用水力発電設備設置事業 管理用発電設備の設置工事。 ④ 貯水池保全事業 貯砂ダム等の設置工事。</p> <p>【要件】 堰堤改良事業 ① 改良事業については、次の全ての要件に該当するもの。 (a) 総事業費が概ね4億円以上のもの。 (b) 原則として、長寿命化計画が策定され適正に維持管理されているもの。ただし、設備の新設及び地山安定工事については、長寿命化計画の策定を条件としない。 また、平成29年度までに着手している改良事業については、長寿命化計画の策定を条件としない。 ② 下流河道整備事業については、総事業費が概ね1.5億円以上のもの。 ③ 貯水池保全事業については、総事業費が概ね1.5億円以上のもの。</p>

【税制】	【税制】	【税制】	【税制】	【税制】
省庁・部局	問い合わせ先	税制名	特例措置の対象	特例措置の内容
<p>国土交通省 水管理・国土保全局 治水課</p>	<p>03-5253-8111(代表) (内線:35684)</p>	<p>特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設にかかる課税標準の特例措置</p>	<p>特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策工事として設置される雨水貯留浸透施設</p>	<p>特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域内において、同法第9条の規定に基づく都道府県知事等の許可を要する雨水浸透阻害行為に伴い、その対策工事として設置が義務付けられた雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準を3/4を参照して2/3～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減</p>